

議案第五十五号

損害の賠償について

右の議案を提出する。

平成二十年六月十四日

提出者

杉並区長

山田

宏

損害の賠償について

左記のとおり、損害を賠償する。

記

一 賠償の金額 金六百五十万円

二 賠償する相手 杉並区清水三丁目在住

女性（当時八十七歳）

三 賠償の理由 平成十九年二月十六日、午前十一時ころ、杉並区立桃井第五

小学校第五学年在学中の女子児童が、同校の学校行事として杉並区立妙正寺公園内で実施したマラソン大会において、同公園内を散歩中の女性に接触した。

そのため女性が転倒し、右大腿骨頸部を骨折する傷害を負ったことから、人工骨頭置換術を受けたが、関節の機能に後遺障害が残ったため、このことに対する損害を賠償する。

四 支 払 の 方 法 一 括 払 い と す る 。

(提 案 理 由)

桃井第五小学校のマラソン大会中に発生した事故に関する損害の賠償をするため、地方自治法第九十六条第一項第十二号及び第十三号の規定に基づきこの議案を提出する。